

一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

令和6年4月1日から基準省令等が改正されます。

本資料の内容は、厚生労働省から3月12日時点で示された案に基づいています。

厚生労働省から3月下旬に確定版の通知が発出されますので御確認ください。

【基準省令】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)

【報酬告示】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第124号)別表「地域相談支援給付費単位数表」

		地域移行支援	地域定着支援
概要		障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院、地域における生活に移行するための重点的な支援を必要とする障害者等の住居の確保、その他の地域における生活に移行するための相談等の必要な支援を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上対面による支援	居宅において単身等で生活する障害者の常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者		①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象 ②精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者 ※医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含む。 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者	①居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 ※障害者支援施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。 ※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。
給付決定期間		6ヶ月	1年
設 備		事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること。	
人員基準	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。 ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がない時は兼務可。 ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 他の事業所の管理者又従業者として職務に従事する時間帯も当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、事故発生時等の緊急時の対応についてあらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	
	従業者	・専従の指定地域移行支援従事者 ※業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること	・専従の指定地域定着支援従事者 ※業務に支障がない場合は他の職務の兼務可 ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること

<p>運営基準</p>	<p>【取扱方針】 事業者は、サービスの提供に当たっては、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。</p> <p>※その他の改正箇所については、令和6年厚生労働省令第18号を参照。</p>	
<p>基本報酬</p>	<p>前年度の地域移行した利用者数等に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613 単位／月 ・地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,157 単位／月 ・地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,422 単位／月 <p>※地域移行支援計画を作成しない場合や、利用者との対面による支援を1月に2日以上行わない場合には、算定しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体制確保費 315 単位／月 (毎月算定) ・緊急時支援費(Ⅰ) 734 単位／日 (緊急時に、利用者又は家族等からの要請に基づき、居宅訪問又は滞在による支援を行った場合) ※地域生活支援拠点等の場合 +50 単位／日 ・緊急時支援費(Ⅱ) 98 単位／日 (緊急時に、利用者又は家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時～午前6時)における電話相談援助を行った場合)
<p>加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 500 単位／月 (利用を開始した月に限る) ・集中支援加算 500 単位／月 (利用者との対面による支援を月6日以上実施した場合) ※退院・対処月加算が算定される月は、加算しない。 ・退院・退所月加算 2,700 単位／月 (退院・退所月に加算。退院・退所日が月の初日であるときは、退院・退所日が属する月の前月) ※精神科病院に入院後3月以上1年未満で退院する場合 +500 単位／月 ・障害福祉サービス事業の体験利用加算 (障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に15日以内に限り算定) 開始日～5日目 500 単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合 +50 単位／日 6日目～15日目 250 単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合 +50 単位／日 ・体験宿泊加算 (一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日以内に限り算定) ・体験宿泊加算(Ⅰ) 300 単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合 +50 単位／日 ・体験宿泊加算(Ⅱ) 700 単位／日 (夜間及び深夜の見守り等の支援を行った場合) ※地域生活支援拠点等の場合 +50 単位／日 	

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

○施設・事業所における障害者虐待防止の取組推進

【新設】虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1%を減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数を減算する。

- ①虐待防止委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。(虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。)
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修(年1回以上)を定期的実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

○業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

【新設】業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%を減算

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

ただし、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

○情報公表未報告の事業所への対応

【新設】情報公表未報告減算 所定単位数の5%を減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

【参考資料】

厚生労働省のホームページに、次の資料が掲載されていますので、御参照ください。

【ホーム → 政策について → 分野別の政策一覧 → 福祉・介護 → 障害福祉 → 施策情報】

- ・ 障害者虐待防止対策（法令、通知、手引き等）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_shahukushi/gyakutaiboushi/index.html
- ・ 感染対策指針作成の手引
- ・ 感染対策指針ひな形
- ・ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル
- ・ 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ・ 業務継続計画（BCP）ひな形
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
 第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定地域移行支援の具体的取扱方針) 第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。</p> <p>五 (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条及び第四十二条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、利用者及び当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 第二項から第八項までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。</p>	<p>(指定地域移行支援の具体的取扱方針) 第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条及び第四十二条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。</p>

(指定地域定着支援の具体的取扱方針)
第四十一条 指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 一三 (略)
- 四 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。
- 五 (略)

(地域定着支援台帳の作成等)
第四十二条 (略)

- 2 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。
- 3 (略)
- 4 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 5 (略)
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。

(指定地域定着支援の具体的取扱方針)
第四十一条 指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 一三 (略)
- (新設)
- 四 (略)

(地域定着支援台帳の作成等)
第四十二条 (略)

- 2 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。
- 3 (略)
- (新設)
- 4 (略)
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する地域定着支援台帳の変更について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(次項において「新指定障害者支援施設基準」という。)第二十四条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

2 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準第二十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければならない」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第二項中「報告しなければならない」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

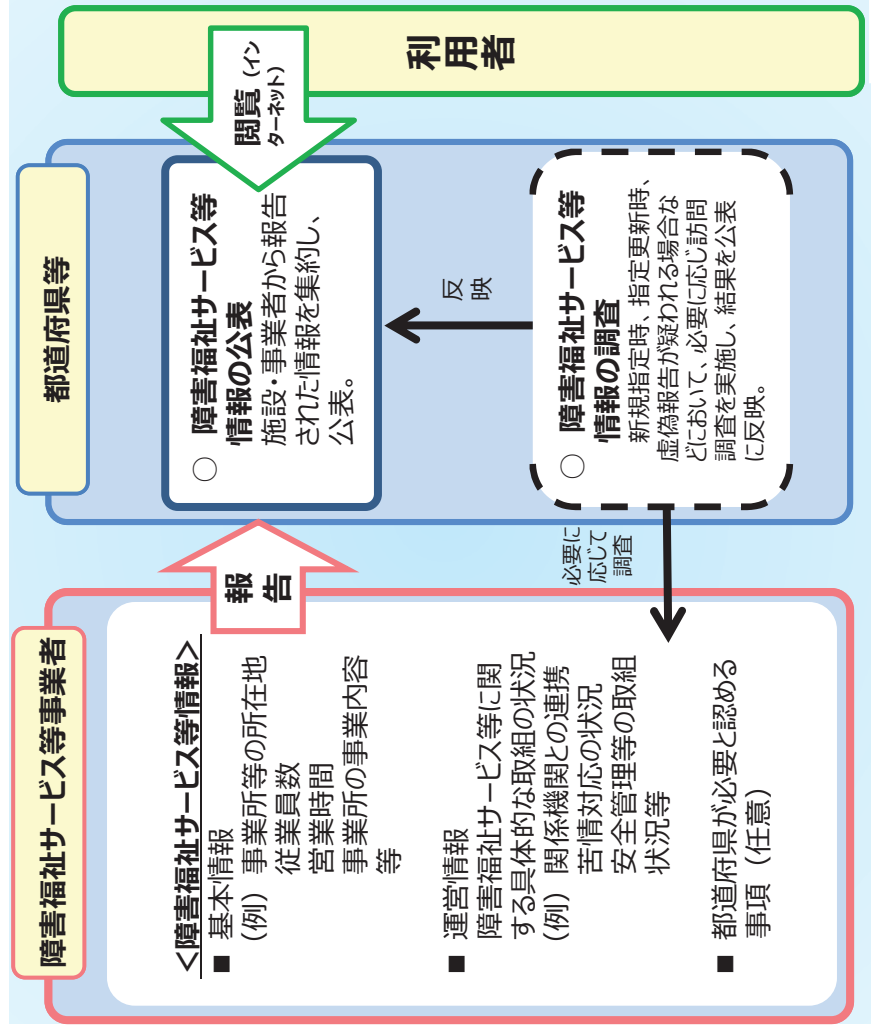
3 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(次項において「新障害者支援施設基準」という。)第十九条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

4 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準第十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければならない」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第二項中「報告しなければならない」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【HP画面】



8 障害福祉サービス等情報公表制度について

(1) 制度概要

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みが創設され、平成30年4月から制度が施行されました。
- 令和3年度からは、厚生労働省において、災害発生時における障害福祉サービス施設、事業所の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設、事業所への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげるため、本制度に基づく基本情報を使用しています。

(2) 報告手順について

手順1

- 事業所の指定後、情報公表システムよりログインID・パスワードがメールで通知されます。

事業者

ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順2

事業者

入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 (事業者) (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 都道府県等による承認後、報告内容がWAMNETに公表されます。

情報公表システムに係るよくある質問と対応方法

※岡山市に所在する事業所の場合は岡山市事業者指導課（086-212-1015）、倉敷市に所在する事業所の場合は倉敷市事業所指導室（086-426-3287）にご連絡ください。

質問 ログイン ID、パスワードがわからない。

対応 県指導監査室（086-226-7918）にご連絡いただければログイン ID をお調べします。パスワードは指導監査室でも調べることができないため、WAMNET ログイン画面下部の「パスワードをお忘れの方はこちら」からパスワードを再発行してください。

※パスワードの再発行にはログイン ID が必要なため、ログイン ID とパスワードの両方がわからない場合は、最初に指導監査室にご連絡ください。

【WAMNET ログイン画面】

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

質問 検索しても事業所の情報が出てこない。（最近新規指定を受けた場合に多い）

対応 事業所の登録作業ができていない可能性があるため、県指導監査室（086-226-7918）にご連絡ください。

質問 ログインして事業所の情報を入力しようとしたが、入力を受け付けない。

対応 誤って県に承認申請をしている可能性があります。入力途中の場合は県で「差戻し」を行いますので、県指導監査室（086-226-7918）にご連絡ください。

質問 ログインできたが、入力している情報が途中で消える。

対応 入力した内容はカテゴリ（例：従業員に関する情報から利用料に関する事項に移る時など）ごとに保存してから別のカテゴリに行かないと消えてしまいます。保存するには画面右下に表示されている〔一時保存〕ボタンを押します。

質問 ログインできたが、カテゴリを表示するマークのところに赤い×印があって入力を受け付けない。

対応 システムの動作要件を満たしていない場合があります。動作要件は次のとおりです。

OS：Windows 7 以降

ブラウザ：IE（インターネットエクスプローラー）11 以降

<参考>

次のホームページに操作説明書が掲載されているので参考にしてください。

【障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo/>